

## 【報告】

「新しい公共」と地域ブランドの担い手  
—— 信州円卓会議から見えてくるもの

西 朋子

## 1. 「新しい公共」と地域ブランド

行政改革に関する検討のひとつとして内閣府に「新しい公共」推進会議が平成22年からスタートした<sup>1)</sup>。内閣府はこの会議の趣旨を「官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」の推進について、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討を行う場」と説明している<sup>2)</sup>。つまりこの会議の主要なテーマはいかにしてNPO等が基礎体力をつけ、行政と協働しながら公共財やサービスの提供の一翼を担える存在になるかを検討することにある。

一方、公共財としての性質をもつ地域ブランドを創出するには地域住民の地域への感受性を高めていくことが求められる<sup>3)</sup> (村山2011)。感受性を高めるには地域に対して関心、興味をもつNPO等の組織の活動を媒介としながらさまざまな実践を通し地域住民が力をつけることが重要になる。そのためには行政によるNPO等への一部資金の支援も不可欠になってくる。また行政とNPO等が垂直的な関係ではなく、協働をおこなえる関係になるための枠組み、意識改革も必要になってくる。

したがって「新しい公共」推進会議と地域ブランドの担い手の創出は密接に関連していると言える。そこで国の「新しい公共」推進会議により県に設置された信州円卓会議の具体的な内容を概観し、それがNPO等の活動、

さらに地域ブランドの担い手創出に影響を与えうるのかを検討していく<sup>4)</sup>。

## 2. 国の「新しい公共」事業方針

## 2.1. 設立の経緯

内閣府の資料<sup>5)</sup>によると以下のように設立の経緯が述べられている。

これからの日本社会の目指すべき方向性や、それを実現させる制度・政策の在り方などについて議論を行うことを目的として、平成22年1月に「新しい公共」円卓会議が設置された。円卓会議がとりまとめた「新しい公共」宣言(平成22年6月4日)は、「これまで政府が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、そのことで国民の選択肢を増やすことが必要である。国民がその意志を持つとともに、政府が「国民が決める社会」の構築に向けて具体的な方策をとることを望む」…中略…平成22年11月26日に成立した補正予算により、新しい公共支援事業の予算として87.5億円が措置された。

このように国による「新しい公共」事業が始まり、国の示すガイドラインにそって都道府県が事業を進めていくことになった。

## 2.2. 国が示す枠組み

国は「新しい公共」とは「官」だけでなく、市民の参加と選択のもとでNPOや企業が公共的な財・サービスの提案および提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづく

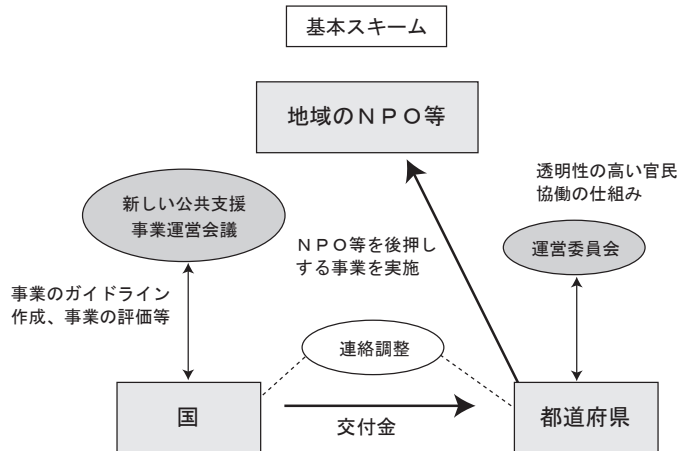


図1 国の「新しい公共」事業の枠組み

り、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動であると定義づけている。

さらに「新しい公共」の担い手は地域の諸課題の解決のための社会活動に自発的に参加する市民、NPO、企業等とし、今回の「新しい公共」事業の対象は特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織であり、上記の組織・団体等の複数構成で連携、協働する一つの組織・団体も対象になる。民間企業、独立行政法人、個人は対象にならない。

図1<sup>6)</sup>は国と都道府県と地域のNPO等との間の交付金の流れと運営委員会の位置を示している。交付金は全体では87.5億円である。各都道府県にNPOの数等から分配額が決まる。長野県には194,000千円交付され、予算の実施期間は平成25年3月31日までである。

### 3. 長野県の取り組み

#### 3.1. 信州円卓会議

長野県は国のガイドライン<sup>5)</sup>に沿って平成23年4月に信州円卓会議を設置した。

信州円卓会議の運営委員はNPO関連3名、

学識経験者2名、企業・経済団体1名、会計専門家1名、金融専門家1名、労働団体1名、市町村等2名、長野県1名、合計12名である。NPOの委員は有力団体がメンバーになっており、特に信州円卓会議座長は全国規模のNPOネットワーク組織の代表が就いた<sup>7)</sup>。

また事務局は長野県県民協働・NPO課と長野県NPOセンター（NPO中間支援組織、民設民営）が共同でおこなっている。事務局にNPO中間支援組織が入っているのは確認できた範囲では長野県と山形県のみである<sup>8)</sup>。またより具体的に議論する事業運営委員会も設置された。

#### 3.2. 「新しい公共」事業の骨格

2011年10月末までに信州円卓会議（公開）は4回、事業運営委員会（非公開）は7回開催され「新しい公共」事業の骨格が固まった（図2）<sup>9)</sup>。

図2はⅠ：NPOの活動基盤強化、Ⅱ：NPO・行政・企業との協働推進、Ⅲ：県民の理解促進・地域の協働促進という三つの柱を据え、ⅠではNPOの収入基盤強化、人材育成、ⅡではNPO、行政、企業との協働を新しい公共の場づくりのための事業等を通して

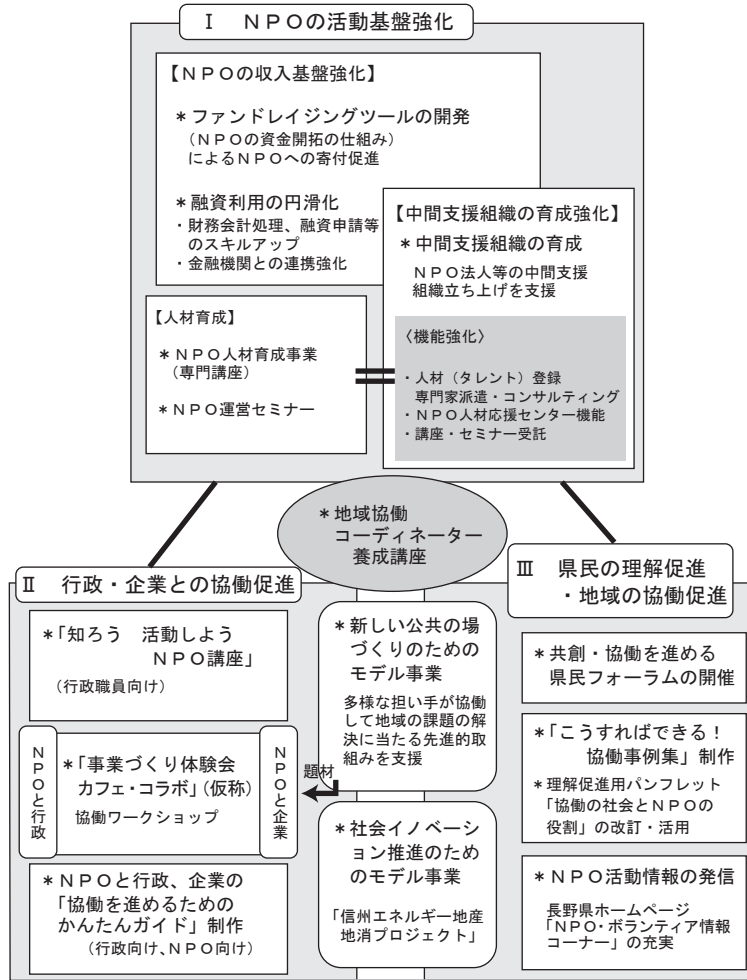


図2 長野県の「新しい公共」事業の枠組み

実践の積み上げ、Ⅲでは広く県民に協働を広めていくことを掲げている。

IのNPOの収入基盤強化の具体案であるファンドレイジングツール、信州NPO基金(仮称)の設立が注目点になる。寄付する人が寄付したいNPOや分野にウェブサイトを通して寄付できるシステムを県が開発し、その運用を信州NPO基金(仮称)が行うもので、寄付したい人とNPOをウェブサイトで結びつけるこのアイデアは他県にはない画期的なものである。その運用の立ち上げ、維持の難しさや寄付を企業にも広く求める点な

ど多くの問題が指摘されたものの、このシステムは2013年からの運用を目指している。

IのNPOの活動基盤について中間支援組織(NPOのためのNPO)の強化にも重点をおいている。NPOは運営・活動において自力で多くの課題を解決するのは困難であり、NPOを支えるNPOがあってこそ健全な運営・活動がおこなわれるとNPO関係者からも、国の基本方針においても指摘されている。そのため長野県においてある程度、力のある中間支援組織は北信、南信にはあるもののそれ以外の地域にはないため、設置を促すこと

を目指している。

Ⅱの協働については行政側に協働の意味を把握していない人も多いというNPOからの指摘もあり、協働推進のための意識・行動改革を含む施策を進めていくことがポイントになっている。

ⅢはⅠ、Ⅱの実践を広く県民に知ってもらうことで「新しい公共」への理解と参加を促すことを目指している。

### 3.3. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業

「新しい公共」事業を通してNPOに資金や運営のノウハウを支援し、さらにNPO、行政、企業が協働をおこないながら、その経験を蓄積しお互いがパートナーとして認め合い成長するためのモデル事業が公募され、2011年10月末に事業が決定した。

応募は27件あり、事業提案者は市町村からは13、協議体からは14であった。信州円卓会議によって採択されたのは8事業であり（市町村：信濃町、栄村、上田市、小布施町、協議体等：自然エネルギー信州ネット、しあわせ農村プロジェクト推進協議会、高山村ソルガム活用推進協議会、東御の子ども元気な育ちを支えるネットワーク）、補助要望総額は約3500万円である<sup>10)</sup>。

### 3.4. 「新しい公共」事業・長野県の特徴

47都道府県の「新しい公共」事業の運営委員を参照すると知事本人が運営委員になっているのは長野県だけである<sup>11)</sup>。

現知事は田中元知事時代の副知事であり、当時からNPOとの協働を掲げている。「県が怖がるようなNPOが育ってほしい」という表現を折に触れて使うことから「新しい公共」事業への意気込みはあると言える。事務局の県民協働・NPO課の課長は「公務員

はNPOや市民等と協働できる力を持たなければならない」という立場をとる人でもある。また事務局を県とNPO中間支援組織が共同でおこなっていることは特筆すべきことで、県とNPOの協働が事務局においてすでに実践されている。

平成15年に長野県はすでに「NPOと行政との協働指針」を策定し、県が実施するNPOとの協働事業は平成22年度には61事業となっている。その成果は検証しなければならないが、県は「新しい公共」事業以前からNPO等との協働に力点をおき、「新しい公共」事業へも積極的にかかわる姿勢をみせている。

また信州円卓会議の座長はNPOの活動家で、「新しい公共」を社会的システムとして形成したいと願い<sup>12)</sup>、NPOの抱える課題、行政との協働の必要性を熟知している人物が就任している。委員の顔ぶれをみると、県の意気込みが垣間見える。

事務局の一翼を担うNPO中間支援組織はもともと「NPO夢バンク」という中間支援組織では全国で2つしかないNPOのための資金調達システムを持ち、その経験等からファンドレイジングツール、信州NPO基金（仮称）設立という収入基盤の確保への新しい試みを打ち出している。一般の銀行がNPOへ貸付を徐々にこなうようになってきたとはいえ、まだまだNPOは資金不足に悩まされている。ファンドレイジングツール、信州NPO基金（仮称）のシステム開発、運用が軌道に乗るかは重要な点と思われる。

NPOの法的環境は1998年のNPO法施行（NPOの法人化）、2011年のNPO法改正（寄付税制の優遇拡大）があり、それらはNPOにとって大きな契機となっている。では「新しい公共」事業はどうなるであろうか。この事業はNPOの大きな課題である資金難、

人材育成をまさに対象とした支援である。したがって抱える課題に対してどれだけ有効に作用するかがポイントになってくる。

ここまでみてきた長野県の「新しい公共」事業への取り組みはNPO関係者を巻き込みながら前向きにおこなわれている。長野県以外の「新しい公共」事業への取り組みは公開されている資料だけでは何とも言えないが、都道府県によって温度差があることはうかがい知ることができる。したがって長野県の積極的な事業への取り組みを活かすために、県と自治体とNPOが試行錯誤をしながら確実に協働を進めていくことが求められる。

## 4. 「新しい公共」の出現

### 4.1. 公共性との関連

国はなぜ「新しい公共」を掲げるのだろうか。「公共」より広い意味を含意すると思われる「公共性」という言葉からみていきたい。公共性という言葉はかつて道路、交通、湾岸等と共に用いられ、国が行う事業の優位性を表わす言葉であった。しかし90年代ごろから国が公共性を独占する事態への批判的認識が拡がりをみせた。具体的には公共事業の公益性とは官僚の組織防衛であり、政治家による集票のための利益誘導ではないかという疑念である。そのような中で公共性はさまざまな立場からさまざまな内容を持つ言葉として用いられるように変容してきた(齊藤 2000)。また2000年頃からは公共哲学等の領域で公共性に関連する書籍出版が相次ぎ、公共性の意味や内容を問う理論的な議論も活発化している<sup>13)</sup>。

さらに阪神淡路大震災以降、NPO、NGO等の支援活動は公共性の担い手が国、県、自治体とは限らないことを多くの人々に示すことにもなった。

一方、90年代バブル期以降、国の財政難が

明らかになるにつれ政治の流れは新自由主義的なものに移行し、国が大きな財政負担を引き受けることはすでに不可能であり、行政減量をせざるを得ない状況になってきている(宮崎 2009)。

国は小さな政府に舵をきったのであり、可能なものから「官から民への移管」を進めたいという流れになってきている。

文献検索をすると90年代後半から行政側から「新しい公共」という言葉が出始め、2000年代になると一気にその数を増加させている。

以上のように公共性に関する社会全体のさまざまな動きの中で国が「新しい公共」と定義するNPO等との協働を打ち出すことは自然の流れであることがわかる。

### 4.2. 「新しい公共」の課題

国の立場からすれば「新しい公共」は出るべくして出てきたものだとすれば、NPO等のボランタリーな集団にとってはこの動きを前向きに受け止め、人々がさまざまな公共財やサービスを柔軟に提供あるいは享受できるようにしていくことが重要である。しかし公共財やサービスの提供が複数の担い手になった場合の責任の所在など重要な課題は残されている。

今までNPOは経済基盤が脆弱であるため、行政からの助成金を頼りにせざるを得ず、NPOの独自性が損なわれる傾向があった。

「新しい公共」事業がNPOの助成金頼みの延長線上にならないことも課題と言え、自律的な資金の継続性をどう作るのかが試される。

また行政とNPOの協働とはどういうことなのか。そのイメージがまだ行政側にもNPO側もつかめていないと思われる。公と私というスタンスの違いをどのように調整するのか、行政の関与が上位から下位への権力的な介入に陥らないかなど、協働が持つ課題は重

層的である。

さらに「新しい公共」とはNPO等との協働である、という国の示す定義の固定化への懸念がある。先に述べた「公共性」が多様な内容をあらわしていると同様に「公共」という言葉もいろいろな意味が含意されている。「公共」あるいは「公共性」は時代や状況の中でその意味が常に問い直される性質のものであり、担い手に関する議論だけにとどまるものではない。どのように公共性を創りだしていくのかという開かれた問いとして議論を続けることが必要である。

## 5. 地域ブランドの担い手

では「新しい公共」事業は地域ブランドの担い手に影響を及ぼすであろうか。今までの地縁組織を中心にした地域活動は世代によって参加の程度が異なり、若い世代はあまり参加せず、中年世代は子育て期であるため、ある程度は参加し、高齢者は積極的に参加するというライフステージに沿った活動になっている。そのため従来の地域活動への参加を促すだけではなく、地域活動をどのように再構築していくのかという根本的な議論が必要であり（渡邊 2007）、議論の担い手のひとつがNPOをはじめとする地域に関心をもつ集団であるといえる。その集団の活動に「新しい公共」事業のさまざまな取り組みが影響を及ぼしうるだけの力を持ち得るならば、地域への感受性を高めることにつながるだろう。

したがってNPO等への支援を行う「新しい公共」事業を長野県が積極的に進めようとしていることは地域ブランドの担い手を育てる可能性をもっている。しかし事業のプロセスが従来通りの行政による垂直的な力の介入になるのか、あるいは多様な人々を巻き込む

協働になるのかによって、方向性は大きく変化していくだろう。これから本格的に動き出す「新しい公共」事業に引き続き注目をしていきたい。

### 【注】

- 1) 行政改革に関してその他に行政刷新会議、地域主権戦略会議、国家戦略室がある。
- 2) 内閣府「新しい公共推進会議」(<http://www5.cao.go.jp/npc/suishin.html>)を参照。
- 3) 村山は地域価値を発掘するためには当たり前のものを新鮮な目で見直すことが必要であり、地域住民の感受性を高めることが重要と指摘。
- 4) 本報告は「新しい公共」事業に関する内閣府と47都道府県のホームページの閲覧、信州円卓会議の傍聴、NPO関係者へのインタビューを通して作成した。
- 5) 内閣府・新しい公共支援事業の実施に関するガイドラインを参照。
- 6) 内閣府・新しい公共支援事業Q&Aより転記。
- 7) 委員名簿は長野県民協働・NPO課のホームページで確認できる。
- 8) 47都道府県すべてのホームページに事務局担当が掲載されているわけではなく確認できた範囲である。
- 9) 長野県第4回信州円卓会議資料より転記。
- 10) モデル事業の詳しい内容は長野県ホームページNPO・ボランティア情報コーナー参照。
- 11) 47都道府県のホームページから委員の所属を調べた。委員の所属がわからない都道府県も4つあったためすべては把握できていない。内閣府の委員選出のガイドラインにあるマスコミ、雑誌等編集者、著者と一般市民は長野県では任命されていない。他の都道府県の委員構成については若干の違いはあるものの概ね内閣府の方針に沿って構成されている。
- 12) 本人ブログより。
- 13) 著作では2001年から東京大学出版会『公共哲学』シリーズを皮切りに、最近ではマイケル・サンデル、2011『公共哲学』ちくま学芸文庫などがある。

### 【文献】

- 齊藤純一, 2000, 『公共性』岩波書店。  
宮崎文彦, 2009, 「『新しい公共』における行政の役割」『千葉大学 公共研究』第5巻第4号: pp.186-244。  
村山研一, 2011, 「地域価値の創造を進めてゆくための視点と組織について」, 『地域ブランド研究』6: pp.1-13。  
渡邊勉, 2007, 「地域社会と世代」, 『地域ブランド研究』3: pp.131-160。

(受稿日 2011. 11. 10 掲載決定日 2011. 12. 19)

(にし・ともこ／県立林業大学校)